

資 料

英米刑事法研究 (34)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2016年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
滝谷英幸	小川佳樹
佐藤友幸	松田正照
新谷一朗	小島 淳
野村健太郎	藤井智也
杉本一敏	原田和往
田山聡美	北尾仁宏
渡邊卓也	白石 賢

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2016年10月開延期
刑事関係判例概観

I はじめに	States, 137 S. Ct. 352 (2016)
II 逮捕, 捜索・押収	VII 量刑
County of Los Angeles v. Mendez, 137 S. Ct. 1539 (2017)	Beckles v. United States, 137 S. Ct. 886 (2017)
White v. Pauly, 137 S. Ct. 548 (2017) (per curiam)	Dean v. United States, 137 S. Ct. 368 (2016)
Manuel v. City of Joliet, 137 S. Ct. 911 (2017)	VIII 死刑
III 弁護	Moore v. Texas, 137 S. Ct. 1039 (2017)
Buck v. Davis, 137 S. Ct. 759 (2017)	Bosse v. Oklahoma, 137 S. Ct. 1 (2016) (per curiam)
Lee v. United States, 137 S. Ct. 1958 (2017)	IX 上訴等
Davila v. Davis, 137 S. Ct. 2058 (2017)	Manrique v. United States, 137 S. Ct. 1266 (2017)
IV 証拠開示	X ハイビラス・コーパス等
Turner v. United States, 137 S. Ct. 1885 (2017)	Virginia v. LeBlanc, 137 S. Ct. 1726 (2017) (per curiam)
V 事実審理手続	Jenkins v. Hutton, 137 S. Ct. 1769 (2017) (per curiam)
Peña-Rodriguez v. Colorado, 137 S. Ct. 855 (2017)	XI 刑事実体法
McWilliams v. Dunn, 137 S. Ct. 1790 (2017)	Salman v. United States, 137 S. Ct. 420 (2016)
Rippo v. Baker, 137 S. Ct. 905 (2017) (per curiam)	Honeycutt v. United States, 137 S. Ct. 1626 (2017)
Weaver v. Massachusetts, 137 S. Ct. 1899 (2017)	Packingham v. North Carolina, 137 S. Ct. 1730 (2017)
VI 二重の危険	Shaw v. United States, 137 S. Ct. 462 (2016)
Bravo-Fernandez v. United	Esquivel-Quintana v. Sessions,

137 S. Ct. 1562 (2017)	Zigler v. Abbasi, 137 S. Ct. 1843
Maslenjak v. United States, 137 S.	(2017)
Ct. 1918 (2017)	Nelson v. Colorado, 137 S. Ct.
XIII その他	1249 (2017)
Kokesh v. SEC, 137 S. Ct. 1635	Hernandez v. Mesa, 137 S. Ct.
(2017)	2003 (2017) (per curiam)

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2016年10月開廷期の29件の刑事関係判決を紹介する。

本開廷期は、2017年4月まで、前開廷期の2016年2月に亡くなったスカリア裁判官の後任が決まらず、裁判官8人の状態が続いた。そうしたこともあり、意見付き判決全体の数自体が70件と少なく、刑事関係判決の数も減少した。

スカリア裁判官の後任として、第10巡回区連邦控訴裁——オクラホマ、カンザス、ニュー・メキシコ、コロラド、ワイオミング、ユタの各州に加え、モンタナ州、アイダホ州にまたがるイエローストーン国立公園の区域を管轄——のゴーサッチ裁判官が就任した。任命時の年齢は49歳である。同裁判官は、ケネディ裁判官のロー・クラークの経験も有する。

トランプ大統領は、選挙期間中、スカリア裁判官の後任には同裁判官と同じタイプの裁判官を指名すると明言し、最終的に21人の指名候補者リストを公表していた。大統領選の結果が出るや、スカリア指数（Scalia Index）なるものに基づいて、それら候補者のスカリア度（Scalia-ness）を図る試みも現れた⁽¹⁾。ゴーサッチ裁判官は、そのなかで最もスカリア度が高いとされた3人のグループの1人である。テーマによって近似の度合いは異なるが、刑事については故スカリア裁判官との近似度は高いといわれている。なお、ゴーサッチ裁判官が関与した判決の数は多くなく、本概観で紹介する29件のうちゴーサッチ裁判官が関与したものは7件のみで、そのうち2件は執筆裁判官名を表示しない裁判所意見（per curiam opinion）、1件は全裁判官一致であった。「刑事実体

(1) Jeremy Kidd et al., Searching for Justice Scalia: Measuring the “Scalia-ness” of the Next Potential Member of the U.S. Supreme Court (2017), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2874794 [最終閲覧, 2017年12月23日].

法」で紹介する Maslenjak 判決では、ゴーサッチ裁判官は一部同意・一部結論同意意見を執筆し、最保守派のトーマス裁判官の同調を得ている。

本開廷期の刑事関係判決では、司法的作用の膨張抑制あるいは限定という点で、「その他」で紹介する Kokesh 判決と Abbasi 判決が目を惹く。ただ、前者は、保守的な立場からの司法の自制 (judicial self-restraint) の姿勢を示したもののということではできないのに対し、後者の法廷意見は、三権分立の一般論から説き起こし、司法の自制を強調した。

Kokesh 判決は、日本でも「不当利得吐出し」として知られている連邦証券法——ここでは普通名詞として「証券法」という言葉を用いる——違反行為による収益の剥奪処分であるデイスゴージュメントに関する事案で、裁判上のデイスゴージュメント⁽²⁾は民事制裁金などの制裁措置同様の出訴期限に服するかが争点であった。連邦最高裁は、全裁判官一致で、裁判上のデイスゴージュメントは民事罰金、制裁金、没収などと同様の制裁的な性質を有するものであるから、制裁金などについて合衆国法典第28編2462条が定めた5年の出訴期限に服するとした。この判決は、デイスゴージュメントの制度の由来に目を向けなければ自然な結論であり、とくに注目すべきものでもないように思われる。しかし、デイスゴージュメントは、制定法上の具体的な根拠がないまま、本来は制裁の要素を含まないはずのエクイティの原状回復の性質を有するものとして⁽³⁾、裁判所のエクイティ上の権限を根拠に1970年代初頭以降認められるようになり⁽⁴⁾、以後約半世紀近くにわたり連邦の証券取引委員会による法執行の強

(2) 1990年の改正で設けられた合衆国法典第15編77h-1条(e)・78u-2条(e)・78u-3条(e)などの規定では、証券取引委員会の行政的な手続でデイスゴージュメントを命じることができるとされてはいる。しかし、争いのある事案でこれらの規定が援用されることは実際上ほとんどなかったようである。

また、1995年の改正では、合衆国法典第15編77t条(f)・78u条(d)(4)に裁判上のデイスゴージュメントを想定したと解される規定が、2002年の改正では同78u条(d)(5)に証券取引委員会が裁判所に対してエクイティ上の措置を求めることができるとする規定が設けられたが、現に行われてきた裁判上のデイスゴージュメント制度を規定したというには具体性を欠く。

(3) RESTATEMENT OF THE LAW THIRD: RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT 204 (2010).

(4) SEC v. Texas Gulf Sulphur Co., 312 F. Supp. 77 (S.D.N.Y. 1970) を嚆矢とする。

力な手段として活用されてきたものであった。加えて、この処分が認められるようになった当時は、連邦の証券法には民事制裁金の定めがなかったところ、インサイダー取引に関しては1984年、その他の違反については1990年に民事制裁金の制度が導入され、それが拡充されてきた。しかるに、ディスゴージュメントは、Kokesh 判決の事案でもそうであったように、民事制裁金と併用することができるものとされ、違反者が現に得た利益だけでなく第三者に得させた利益まで対象とすることができ、判決までの利息も徴収することができるものとして、活発に利用されてきた。金額をみても、海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act of 1977) 違反も含む証券取引委員会の管轄事件全体で、2016年9月末に終了する会計年度では、制裁金合計が約12億7,300万ドルであったのに対してディスゴージュメント合計は約28億5,700万ドルであり、2017年9月期では、制裁金合計が約8億3,200万ドルであったのに対してディスゴージュメント合計は約29億5,700万ドルにも上った⁽⁵⁾。Kokesh 判決はこうした現状の全部若しくは一部を覆す可能性を随伴するものであり、その潜在的なインパクトは極めて大きい。実際、法廷意見の注(3)には、この制度の正当性やその運用の適正に関する連邦最高裁の留保が記されている。

Abbasi 判決は、権利章典の規定を直接の根拠として提起される損害賠償請求訴訟であるビヴェンズ訴訟の事案に関するものである。ビヴェンズ訴訟は、連邦最高裁が Bivens 判決で合衆国憲法修正4条違反の搜索などについて認め、その後、Davis 判決では修正5条違反の性差別による議員秘書の解雇について、Green 判決では修正8条違反の病気の受刑者の処遇について認めた。しかし、Abassi 判決の法廷意見は、これら3件の先例は「旧体制」の時期のものであるとして、ビヴェンズ訴訟の対象範囲の拡大に対して極めて消極的な姿勢を示し、ビヴェンズ訴訟の可能性を著しく限定する判示をした。法廷意見を執筆したのは、保守に色分けされながらも、時に、保守とリベラルとの間の微妙なバランスをとってきたケネディ裁判官であった。

(田中利彦)

(5) U.S. Securities and Exchange Commission, Division of Enforcement, "Annual Report: A Lookback at Fiscal Year 2017", at 7 (2017), <https://www.sec.gov/files/enforcement-annual-report-2017.pdf> [最終閲覧, 2018年1月2日].

II 逮捕, 搜索・押収

・Mendez 判決⁽⁶⁾

本件は、身体拘束のための実力の行使が合衆国憲法修正 4 条のもとで合理的と判断される場合でも、実力の行使が必要とされる状況をもたらした行為がそれ自体同条違反に当たるときは、実力の行使によって生じた傷害について、合衆国法典第 42 編 1983 条——州公務員によって、連邦憲法または連邦法によって保障された権利、特権または免除を剥奪された者は、当該公務員に対し賠償を求めることができる旨規定している——により損害賠償責任が認められるべきかが争点となった事案である。

武器所持のおそれがあり危険と目される仮釈放中で逃走中の O'Dell が、ある住宅の敷地内で自転車に乗っているところをみたとの情報が、ロサンゼルス郡保安官事務所にもたらされた。上告人 Conley および Pederson の両副保安官は、他の法執行官とともに当該住宅に赴いた。Conley と Pederson は、他の法執行官が住宅を搜索している間、令状なしに、また身分と来意を告知することなく、住宅の裏の敷地に建てられていた小屋のドアを開けた。被上告人 Garcia と昼寝をしていた同 Mendez は、小動物駆除のために使用していた BB 銃（空気銃）をもちながら起き上がった。Conley は「銃をもっている！」と叫び、Pederson とともに、直ちに Mendez と Garcia に対し、計 15 回発砲した。O'Dell は発見されなかった。

Mendez と Garcia は、Conley, Pederson らを相手取り、①無令状であったこと、②立入りに際して来意告知がなかったこと、および、③過度の実力行使があったことを内容とする修正 4 条違反を主張して、合衆国法典第 42 編 1983 条により損害賠償請求訴訟を提起した。連邦地裁は、①と②について賠償責任を認め、③についても、Graham 判決⁽⁷⁾により実力の行使——発砲——は合理的であるとしたうえ、第 9 巡回区連邦控訴裁の「惹起準則 (provocation rule)」⁽⁸⁾

(6) County of Los Angeles v. Mendez, 137 S. Ct. 1539 (2017). 法廷意見はアリート裁判官が執筆（全裁判官一致）。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

(7) Graham v. Connor, 490 U.S. 386 (1989) [紹介, 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅳ——刑事免責, 実体的デュー・プロセス』223頁（成文堂, 2015年）].

(8) Billington v. Smith, 292 F. 3d 1177 (9th Cir. 2002).

——法執行官が意図的にまたは無謀に暴力的な対峙状況を惹き起こす行為をし、その行為がそれ自体修正4条違反に当たる場合には、実力の行使は不合理なものになるというもの——により、原告の請求を認容した。第9巡回区連邦控訴裁は、②について「限定的免責 (qualified immunity)」——裁量的な職務を遂行する公務員は、一般に、その行為が、通常人であれば知っているであろう明確に確立している連邦憲法上または連邦制定法上の権利を侵害した場合でない限り、損害賠償責任を負わないというもの——を認め、①と③については、損害賠償責任を認めた連邦地裁の判断を支持した。

連邦最高裁は、おおむね次のとおり述べ、第9巡回区連邦控訴裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

Graham 判決⁽⁹⁾によると、身体拘束のための実力の行使が修正4条のもとで合理的であるかどうかは、個人の修正4条の利益と政府の利益とを比較衡量し、現場に置かれた通常法執行官の観点から客観的に判断される。同条の合理性の判断について重要なことは、特定の種類の搜索、押収・身体拘束が正当化されるかどうかであり、連邦憲法違反に関する主張ごとに、法執行官の行為の合理性が判断されなければならないということである。Graham 判決の基準により合理的と判断された実力の行使が、法執行官の他の連邦憲法違反の行為を理由に不合理なものになることは許されない。

惹起準則のもつ根本的な問題は、実力の行使に関する主張とそれ以外の主張とを混同するところにある。合理的な実力の行使を不合理なものにする他の連邦憲法違反の行為を、実力の行使へと導いた (led) 状況を作成し、かつ無謀に (recklessly) または意図的に (intentionally) 実行された行為に限定しても、Graham 判決を不当に拡大するという惹起準則のもつ問題は解決されない。それどころか、そうした限定は、因果関係に関する基準が漠然としている点で、あるいは、身体拘束を実行した法執行官の主観的な意図に留意するため、合理性は客観的な事情を考慮して判断されるという判例⁽¹⁰⁾に反するおそれがある点で、新たな問題を生じさせる。

惹起準則は、すべての連邦憲法違反の行為の結果で、予見可能なものについて、法執行官に損害賠償責任を負わせるべきであるという考えに促されたもの

(9) Graham v. Connor, 490 U.S. 386 (1989).

(10) Whren v. United States, 517 U.S. 806 (1996) [紹介、成田秀樹・比較法雑誌 32巻2号166頁 (1998年)、洲見光男・アメリカ法1997年2号217頁 (1998年)].

であろう。しかし、惹起準則によらなくても、限定的免責の制限はあるものの、修正 4 条違反行為と相当因果関係のある (proximately caused) 損害について損害賠償責任の追及が可能である。本件で、実力の行使が合理的とされる場合でも、それによって、無令状の立入りと相当因果関係の認められる傷害について、その損害賠償責任が否定されることにはならない。これら 2 つの不法行為による損害は重複することがあるが、2 つの異なる主張を混同することは許されない。

(洲見光男)

・その他

逮捕、捜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第 42 編 1983 条による損害賠償請求訴訟において、警察官の発砲行為は、それがなされた具体的な事実的状况に関する「明確に確立している法」に違反したとはいえないとして、限定的免責を認めなかった原判決を破棄し、差し戻した Pauly 判決⁽¹¹⁾、捏造された資料により、数週間違法に抑留されたことを原因とする 1983 条による損害賠償の請求は、修正 4 条によりなされなければならないとして、修正 14 条の適正手続条項によるべきであるとした原判決を破棄し、差し戻した Manuel 判決⁽¹²⁾がある。

(洲見光男)

Ⅲ 弁護

・Buck 判決⁽¹³⁾

本件は、弁護人が証人申請した専門家の証言を受けて死刑が言い渡された場合における、ヘイビアス・コーパスの手続での上訴の可否に関し、合衆国憲法

(11) White v. Pauly, 137 S. Ct. 548 (2017) (per curiam). ギンズバーグ裁判官の同意意見がある。

(12) Manuel v. City of Joliet, 137 S. Ct. 911 (2017). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見, アリート裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(13) Buck v. Davis, 137 S. Ct. 759 (2017). ロバーツ長官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (アリート裁判官同調) がある。

修正6条——有効な弁護を受ける権利の保障——違反があったといえるか、また、連邦民事手続規則60条 (b) (6) との関係で、Gonzalez 判決⁽¹⁴⁾のいう「異常な状況 (extraordinary circumstances)」が認められるかが問題となった事案である。

上告人 Buck は第1級殺人でテキサス州裁判所に起訴された。州法によれば、Buck を死刑とするためには、彼が将来暴力的な犯罪行為を行う危険性——暴力的傾向——があるのを陪審が全員一致で認めることが必要であった。弁護人が証人申請した Quijano 医師は、Buck 自身には暴力的傾向はないとしたが、同時に、黒人——Buck は黒人である——は暴力的傾向が強いとも述べた。そして、陪審が全員一致で Buck の暴力的傾向を認めたため、死刑判決が言い渡された。

Buck は州のヘイビアス・コーパスを請求したが、容れられなかった。その際、Buck の弁護人は、公判において弁護が不十分であった旨の主張を行わなかった。

Quijano 医師は他の事件でも人種と暴力的傾向を結びつける証言を行っており、テキサス州は、そのうちの1件において、人種を理由に暴力的傾向が肯定されたのは誤りであったと認めた。その後、同州の司法長官は、Quijano 医師が証言した事件のうち Buck 以外に関する5件につき再度の量刑審理を行うことに同意した。

Buck は公判における弁護の不十分を主張して連邦のヘイビアス・コーパスを請求したが、連邦地裁は、Coleman 判決⁽¹⁵⁾に基づき、州の有罪判決後の手続において弁護人が公判における弁護の不十分の主張を行わなかったことは手続的懈怠 (procedural default) を治癒するものではないとして、これを斥けた。

その後、連邦最高裁が Martinez 判決⁽¹⁶⁾ および Trevino 判決⁽¹⁷⁾ において Coleman 判決の射程を限定したのを受け、Buck は、連邦民事訴訟規則60条 (b) (6) に基づき、連邦地裁にヘイビアス・コーパスの手続の再開を求めた。しかし、同裁判所は、Buck は60条 (b) (6) に基づく請求に必要な「異常な状況」を示していない、また、仮に「異常な状況」を示しているとして

(14) Gonzalez v. Crosby, 545 U.S. 524 (2005).

(15) Coleman v. Thompson, 501 U.S. 722 (1991).

(16) Martinez v. Ryan, 566 U.S. 1 (2012).

(17) Trevino v. Thaler, 569 U.S. 413 (2013).

も、Strickland 判決⁽¹⁸⁾のいう弁護が不十分でかつ不利益であったことを示していないとして、これを斥けた。

Buck は、合衆国法典第28編2253条 (c) に基づき、第5巡回区連邦控訴裁に対して上訴適格認定書の発付を求めたが、同裁判所は、本件で「異常な状況」は認められないとしてこれを斥けた。

Buck の上告を受理した連邦最高裁は、大要次のように述べて、原判決を破棄し差し戻した。

Miller-El 判決⁽¹⁹⁾によれば、上訴適格認定書の発付の可否は、請求人が「常識を備えた法律家であれば、請求人の連邦憲法上の主張に対する連邦地裁の判断に同意しない可能性があること、または、提示された問題がさらなる審理に値すると結論する可能性があること」を示しているか否かによって判断される。これは上訴の管轄に関するもので、本案に関する判断とは区別される。第5巡回区連邦控訴裁は Buck が「異常な状況」を示していないなどとしたが、それらは本案の問題である。同裁判所は、本案に立ち入ることなく、常識を備えた法律家であれば連邦地裁の判断につき議論の余地があるか否かだけを検討すべきである。

本件では、① Strickland 判決の示した準則のもとにおいて、有効な弁護を受ける権利が侵害されているとはいえないという連邦地裁の判断、また、②「異常な状況」は認められないという連邦地裁の判断につき、常識を備えた法律家であれば議論の余地があるか否かであろうことを Buck が示しているか否かが問題となる。

①について、Strickland 判決によれば、修正6条の権利が侵害されたとするには、弁護人が適切に弁護活動を行わなかったこと、および、適切な弁護活動がなされていれば結論が異なったという合理的蓋然性 (reasonable probability) があることが必要である。

(18) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』90頁〔加藤克佳〕(成文堂、1989年)、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部、1994年)、憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁〔宮城啓子〕(有斐閣、1998年)、樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118頁〔岡田悦典〕(有斐閣、2012年)].

(19) Miller-El v. Cockrell, 537 U.S. 322 (2003) [紹介、浅香吉幹・ジュリスト1250号209頁 (2003年)].

弁護人は、Quijano 医師が人種と暴力的傾向を結びつけて考えていたこと、Buck における暴力的傾向の有無が量刑審理の要点であることを知っていたにもかかわらず、同医師を証人申請し、人種と暴力的傾向に関する証言を誘発した。これは適切な弁護活動ではない。また、連邦地裁は Quijano 医師の証言の影響が「些少 (*de minimis*)」であるというが、推測によらざるを得ない暴力的傾向に関する判断に統計的根拠を与えたこと、人種的偏見と結びつく内容であること、陪審は同医師がこの種の問題に関する専門家であると認識していたことなどに照らすと、そうとはいえない。

以上より、Buck はその連邦憲法上の権利に対する侵害を示しているといえる。

②については、当事者に対する不正義や司法に対する社会の信頼の損失といった様々な要素が考慮され得る。

Buck は人種を理由に死刑を科せられたが、それは、彼が何者であるかではなく彼が何をしたかに基づいて処罰を行うという我々の刑事司法の根幹に反する。また、理由が人種であることは、司法に対する社会の信頼の損失を招く点でさらに深刻である。加えて、Quijano 医師が証言を行った他の事件でテキサス州は誤りを認めている。同州は、本件では検察側ではなく弁護側が同医師の証人申請等を行っている点で他の事件とは異なるとするが、陪審が人種を考慮して量刑を行った点では同じであり、Buck の事件のみを区別する理由はない。

以上より、Buck は「異常な状況」の判断につき議論の余地があることを示しているといえる。

なお、テキサス州は、Teague 判決⁽²⁰⁾に基づき、Martinez 判決や Trevino 判決は非常救済手続においては遡及的に適用されないと主張する。しかし、同州は、連邦地裁においても第 5 巡回区連邦控訴裁においても Buck による上告受理の申立てに際しても上記主張を行わなかったのであるから、これを放棄したものとみなされる。

(滝谷英幸)

・ Lee 判決⁽²¹⁾

Strickland 判決⁽²²⁾によれば、修正 6 条の有効な弁護を受ける権利の侵害があ

(20) Teague v. Lane, 489 U.S. 288 (1989).

(21) Lee v. United States, 137 S. Ct. 1958 (2017). ロバーツ長官執筆の法廷意見(ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の反対意見(アリート裁判官一部同調)が

ったとされるためには、被告人は、弁護人の活動が不合理なものであったことを示すだけでなく、それによって不利益を受けたことを示さなければならないが、本件は、この点が問題となった事案である。

上告人 Lee は、13歳の時に両親とともに韓国からアメリカにきて、その後20年以上の間、一度も韓国に戻ることなく、永住権を取得してアメリカで生活していたが、薬物の譲渡目的所持（合衆国法典第21編841条（a）（1））で連邦地裁に起訴された。弁護人は、検察官と答弁について協議した後、Lee に対し、有罪答弁をしないで事実審理を受けるのは非常に危険であり、有罪答弁をしたならばより軽い刑が言い渡されるであろうと述べた。Lee が、自らの在留資格について告げたいので、退去強制となる可能性について質問したところ、弁護人は、有罪答弁をしたからといって退去強制となることはない旨の返答をした。

Lee は有罪答弁をし、連邦地裁は1年と1日の拘禁刑を言い渡した。しかし、実は、弁護人の助言は誤っており、Lee が有罪答弁をした罪は、退去強制が必要な移民国籍法（Immigration and Nationality Act）上の加重重罪（aggravated felony）に当たるものであった（合衆国法典第8編1101条（a）（43）（B）・1227条（a）（2）（A）（iii））。そこで、Lee は、有効な弁護を受ける権利の侵害があったとして、有罪判決の取消しを求める訴えを提起した。しかし、連邦地裁も第6巡回区連邦控訴裁も、Lee は、有罪答弁をしなくても結局は有罪判決——それも、より重い刑の言い渡しを伴うもの——を受けることになったと解されるから、弁護人の誤った助言によってとくに不利益を受けたとはいえないとして、その主張を斥けた。

上告を受理した連邦最高裁は、大要、次のように述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

本件では、弁護人の活動が不合理なものであったことについて争いはない。そこで、問題となるのは、Lee が、弁護人の誤った助言によって不利益を受けたことが示されているか否かである。

Hill 判決⁽²³⁾が述べるように、弁護人の過誤によって有罪答弁をすることになった——事実審理を受けられないことになった——被告人については、弁護人の過誤がなければ有罪答弁をしなかったであろうという合理的蓋然性が示され

ある。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

(22) Strickland v. Washington, *supra* note 18.

(23) Hill v. Lockhart, 474 U.S. 52 (1985).

たならば、それによって不利益を受けたことが示されたといえる。そこでは、事実審理を受けた場合と有罪答弁をした場合とで結果が異なっていたかどうかは、問題とされないのである。もっとも、事実審理を受けるか否かに関する被告人の意思決定が、事実審理の結果——有罪か無罪か——についての同人の予測に基づいてなされ、その予測が弁護人の誤った助言の影響を受けていたという場合は別論であるが、本件の事案はそのようなものではない。

検察側は、有効な抗弁が存在しなかったという事案については、被告人には事実審理を受けられなかったことによる不利益はないとする準則が採用されるべきであると主張している。しかし、これは、Hill 判決が被告人の意思決定に着目していることを見落とすものである。そして、被告人の意思決定は、事実審理の結果についての見込みにのみ基づくものとは限らないのである。

Lee については、当該犯罪が加重重罪に当たり、退去強制が必要的なものであるのを知っていたならば、有罪答弁をしなかったであろうという合理的蓋然性が示されていると解される。退去強制の問題が答弁取引を受け容れるか否かに関する被告人の意思決定にあたって決定的であったことは、明らかである。

検察側は、Padilla 判決⁽²⁴⁾を引きつつ、答弁取引を拒絶するという意思決定が合理的な (rational) ものであったことが示されるべきであるとしている。そのうえで、Lee は事実審理を受けたとしても結局は有罪判決を受けて強制送還となった——そして、刑はむしろ重くなった——のであるから、答弁取引を拒絶するという意思決定は合理的なものであったとはいえないとするのである。しかし、答弁取引の拒絶が Lee にとって不合理なものであったとは解されない。弁護人の過誤がなかったならば、Lee は、答弁取引を受け容れれば「確実に (certainly)」退去強制となること、他方、答弁取引を拒絶して事実審理を受ければ「ほぼ確実に (Almost certainly)」退去強制となることを認識したはずである。そして、有罪答弁をする場合と事実審理を経て有罪判決を受ける場合とで言い渡される刑に極端な落差があるわけではない以上、退去強制が確実であるか、ほぼ確実であるかには、大きな違いがあるという見方も成り立つであろう。

(小川佳樹)

(24) Padilla v. Kentucky, 559 U.S. 356 (2010) [紹介、三和結佳・コミュニティ政策研究13号91頁 (2011年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ——弁護人依頼権、スーパー・デュー・プロセス』243頁 (成文堂、2013年)].

・その他

弁護に関する本開廷期の判決としては、ほかに、州の非常救済手続において事実審理での弁護過誤があったことの主張を懈怠していても、例外的に連邦のヘイビアス・コーパスの手続における主張が許される場合を認めた Martinez 判決⁽²⁵⁾および Trevino 判決⁽²⁶⁾の射程が、州の上訴裁判所での弁護過誤があったことの主張を州の非常救済手続において懈怠していた場合にも及ぶか否かが争点となり、及ばないという判断が示された Davila 判決⁽²⁷⁾がある。

(佐藤友幸)

IV 証拠開示

・Turner 判決⁽²⁸⁾

本件は、事実審の段階における検察側の証拠の非開示が、Brady 判決⁽²⁹⁾で示された被告人に有利で重要な証拠を開示する連邦憲法上の義務に違反するか否かが争われた事案である。

Turner ら被告人 7 名は、1985 年に、女性に対する誘拐、強盗および謀殺の罪で起訴された。事実審において、検察側は、被害者が買い物に出た際に路地で大人数の集団に襲われ、ソドミーと強盗の末に殺害されたとの立証を展開した。この検察側の立証は、Turner らの共犯者とされる Alston および Bennett の自白を中心的証拠としてなされたものである。この Alston と Bennett の自白は、細かい点は異なるものの、Turner ら 7 名を含む大人数の集団により被

(25) Martinez v. Ryan, *supra* note 16.

(26) Trevino v. Thaler, *supra* note 17.

(27) Davila v. Davis, 137 S. Ct. 2058 (2017). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, アリート, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか, ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

(28) Turner v. United States, 137 S. Ct. 1885 (2017). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか, ケーガン裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

(29) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963) [紹介, 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 V —— 二重の危険, 証拠開示』122頁 (成文堂, 2015 年)].

害者を襲った旨を説明する点では一致していた。また、集団を目撃した多数の証人により、両者の自白の信用性が補強されていた。Turnerらは、それぞれ、自分は当該集団の一員ではないなどと主張することで防御活動を行い、その際に証言の弾劾も行われた。例えば、ある証人は薬物の影響で証言の信用性が疑わしいという弾劾や、ある証人は供述を変遷させており信用できないという弾劾が展開された。その一方で、被害者が集団に襲われて殺害されたという点については、一切争わなかった。陪審は、Turnerらについて有罪の評決をしたうえで、7名全員に拘禁刑を言い渡した。

その後、検察側が一部の証拠を開示していなかったことが明らかになり、2010年に、Turnerらはコロンビア特別区の裁判所に非常救済手続を申し立てた。その手続の過程で、事実審の検察官のファイルの再調査がなされ、さらなる非開示証拠が発見された。

Turnerらは、7つの特定の非開示証拠が、Brady判決のいう被告人に有利で重要な証拠であると主張した。そのなかでとくに問題となったのは、ガレージ内で被害者の死体を発見したFullerによる、McMillanという人物を特定する供述と、Luchieという証人の供述の2つであった。事実審審理において、Fullerは、死体発見後に通報を行い警察官の到着を待つ間に、2人組の不審人物を目撃した旨を証言していたが、検察側はこの2人組の特定情報の開示を拒否していた。ところが、実際にはFullerは、そのうちの1名がMcMillanという人物であったと特定しており、検察側はそのことを隠匿していた。さらに、McMillanはこの事件が発生した数週間後、本件の事実審が開かれる前に、近接した場所で2名の女性に対する——性的暴行を含まない——暴行および強盗を行ったとして逮捕されており、しかも、本件の事実審の7年後には、ある女性をソドミーと強盗の末に殺害していた。また、Luchieの供述は、ガレージの付近を歩いている時に、うめき声やガレージの戸が閉められる音を聞いたという内容のものであった。これらの供述を踏まえると、被害者は、集団によってではなく、1人——あるいはせいぜい2人——の人間に殺害されたという推測が可能であるにもかかわらず、これらを開示しなかった検察側にはBrady判決違反が認められるというのがTurnerらの主張の骨子であった。検察側は、これらの非開示証拠がTurnerらにとって有利であることは認めたものの、その重要性については争った。

コロンビア特別区の第1審裁判所は、開示されなかったこれらの証拠はBrady判決のいう重要な証拠ではないと認定してTurnerらの主張を斥け、上

訴裁判所もこれを維持した。

連邦最高裁は、大要以下のような判断を示して、原判決を維持した。

証拠は、もしそれが開示されていたとするならば訴訟手続の結果が異なっていたであろうという合理的蓋然性 (reasonable probability) が存在する場合には、Brady 判決でいう意味で重要である。異なった結論の合理的蓋然性とは、その非開示証拠によって審理の評決についての確信が掘り崩される合理的蓋然性である。そして、この判断にあたっては、裁判所は、当該非開示証拠を、訴訟記録全体の文脈で評価しなければならない。

本件の非開示証拠は、細かなものであり、微弱であり、あるいは証拠上の主要点からかけ離れたものであるため、Brady 判決の基準を充たし得ない。上告人自身が認めるように、McMillan の有罪は、集団での襲撃が存在しなかった場合に限り上告人の有罪と矛盾するものである。事実審における証言は細部に食い違いがみられるかもしれないが、ほとんどすべての証言が主題について一致している。すなわち、被害者は集団によって殺害されたという点について一致しているのである。上告人にとって問題となるのは、現在主張されている、単独実行犯のセオリーでは、Alston と Bennet が虚偽の自白をし、それを補強する多数の証人の証言が誤っているということを陪審に対して説得しなければならないであろうということである。本件における非開示の弾劾証拠のほとんどは、上告人がすでに事実審において有し、用いてきた弾劾証拠と重複するものであるということが記録上示されている。

もちろん、すでに他の証拠によって弾劾されている証人について、弾劾証拠が重要ではないということではない。ただ、本件の審理状況においては、これらの証人に関して、非開示証拠の積み重なる効果が、陪審の評決の「確信を掘り崩す」ために十分ではないと結論づけるものであるに過ぎない。

(佐藤友幸)

V 事実審理手続

・ Peña-Rodriguez 判決⁽³⁰⁾

陪審の評決の有効性が争われる手続で、陪審員は自身の関与した当該評決を弾劾することを禁止されている——評決弾劾禁止原則 (no-impeachment rule)

(30) Peña-Rodriguez v. Colorado, 137 S. Ct. 855 (2017). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判

——が、本件はある陪審員が評議中にした、人種の偏見を内容とする発言に関する他の陪審員の宣誓供述書を当該陪審の評決の有効性を争う証拠として例外的に用いることができるかが争われた事案である。

ラテン・アメリカ系の上告人 Peña-Rodriguez は、児童に対する迷惑行為 (harassment) および違法な性的接触 (unlawful sexual contact) で州の陪審により有罪とされた。陪審が解散された後、2人の陪審員が弁護人に対して、ある陪審員——判決文中、「H.C.」と表記している——が、評議中に、Peña-Rodriguez とアリバイ証人——同じくラテン・アメリカ系——に対する人種の偏見を述べていたと告げた。弁護人は以上の2人の陪審員から H.C. による人種の偏見を内容とする発言に関する宣誓供述書を入手し、事実審裁判所に再審理の申立てをした。事実審裁判所は、H.C. の明白な人種の偏見を認めながらも、州の証拠規則は、評決の有効性を審問する手続において、評議における陪審員の発言について他の陪審員が証言することを禁止しているとして、Peña-Rodriguez の再審理の申立てを斥け、同人に2年間の保護観察を言い渡し、性犯罪者としての登録が必要だとした。州控訴裁も州最高裁も事実審裁判所の判断を支持した。

連邦最高裁は、概ね次のように述べて、州最高裁による判決を破棄して、事件を差し戻した。

陪審員が、自身が人種に対する固定観念または敵意に依拠して被告人を有罪としたことを示唆する明白な発言をしている場合、合衆国憲法修正6条は、事実審裁判所が陪審員の発言に関する証拠とそれによって導かれる陪審裁判の保障の否定を検討することができるように、評決弾劾禁止原則が譲歩することを要求している。

コモン・ロー上、陪審員は宣誓供述書によっても証言によっても自身の関与した評決を弾劾することを禁止されている。この原則により、評決がなされた後は、陪審員は主観的な思考過程についても、評議中に生じた客観的な出来事についても証言することが禁止される。

いくつかの法域では以上の原則のより柔軟な形——陪審員は評議中における自身の主観的な信条や思考、または動機についてのみ証言することが禁止されており、客観的な事実や評議外で生じた出来事については証言することができる——が採用されているが、連邦証拠規則606条 (b) は元の原則に近い形を

官同調)のほか、トーマス裁判官の反対意見、アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官、トーマス裁判官同調) がある。

維持しており、そこでは評議の過程外での出来事または事実に関する個人的な調査についての証言のみが例外として許容されている。後者の形の原則は、陪審の解散後に評議について詳細を述べるために召喚されることなく、そして評決の有効性を争おうとしている訴訟当事者によって悩まされることないという相当な保障を陪審員に提供することにより、十分でかつ活発な議論を促進し、評決に安定性と終局性を与えているのである。

当裁判所は、連邦憲法は連邦証拠規則606条 (b) の例外を要求しているか否かという問題を2度扱ったが、いずれにおいても例外を認めなかった。まず、Tanner 判決⁽³¹⁾においては、数人の陪審員が薬物およびアルコールの影響下にあったという証拠の、修正6条を根拠とする例外的使用を拒否した。当裁判所はまた、事実審理後の陪審の証言を凌駕する、公平でかつ能力ある陪審を獲得する権利のための既存の重要な保護手段の概略——陪審員候補者は予備尋問 (voir dire) において公平性についての質問を受け得ること、陪審員の不適切な挙動 (misconduct) は事実審理の間、裁判所、検察官、弁護士、および裁判所職員によって観察され得ること、評決がなされる前に陪審員本人が裁判所に不適切な挙動の報告をすることができること——を述べた。

次に、Warger 判決⁽³²⁾においても、当裁判所は評決弾劾禁止原則の例外を認めなかった。Warger 判決は、評決後に、敗訴側の当事者——原告——が、陪審員長が予備尋問において被告に有利な見解を申告しなかったという証拠——陪審員長が評議中にした、被告に有利な内容の発言に関する他の陪審員の宣誓供述書——を提出しようとした民事訴訟に係るものであるが、当裁判所は、Tanner 判決と同様、公正な事実審理のための既存の保護手段に堅固な信頼を置いた。しかし、当裁判所はまた、「陪審員の偏見が極端であり、陪審裁判を受ける権利が決定的に剥奪される場合」には、評決弾劾禁止原則に例外が認められ得るとした。

今回、当裁判所は未解決の問題——陪審員の発言が、人種に対する敵意が有罪認定において重要な動機であったことを示している場合、連邦憲法は評決弾劾禁止原則に対する例外を要求しているのか——に直面した。

本件は、評決弾劾禁止原則を是認する当裁判所の先例と陪審制における人種的偏見を排除しようとする先例の交差点に位置しているが、両者は必ずしも対

(31) Tanner v. United States, 483 U.S. 107 (1987).

(32) Warger v. Shauers, 135 S. Ct. 521 (2014) [紹介、麻妻和人・比較法雑誌49巻3号125頁 (2015年)、勝田卓也・アメリカ法2015年2号285頁 (2016年)].

立するものではない。人種の偏見は、もしそれが対処されないままだとすれば、司法の運営に対して制度的な損害をもたらすおそれがある。当裁判所は、人種の偏見は、歴史的な、連邦憲法上の、および制度的な、特異な関心事であることを示してきた。人種の偏見は実際の意味においても先例で問題となった陪審員の挙動とは性質が異なり、Tanner 判決で示された保護手段は人種の偏見を根絶するには、あまり効果的ではない。司法制度における人種の偏見は対処されなければならない——場合によっては、評決がなされた後も——という連邦憲法上の原則は陪審の評決に対する信頼——修正6条が保障する陪審裁判を受ける権利の中心的な前提である信頼——が全体的に損なわれることを阻止するのに必要なのである。

(松田正照)

・ McWilliams 判決⁽³³⁾

本件は、連邦最高裁が Ake 判決⁽³⁴⁾において確立した権利が侵害されているのか否かが争われた事案である。同判決は、貧困な「被告人が事実審裁判官に対して、犯行時の彼の精神状態が、事実審理において重要な要素であると示している場合には、州は、最低でも、被告人が能力ある精神科医にアクセスすることを保障しなければならない、能力ある精神科医とは、適切な検査を行い、抗弁の評価、準備および主張を援助する者である」としたものである。

上告人 McWilliams は、強姦と謀殺の事実で起訴された。事実審裁判所は、彼を貧困であると認定し、弁護人を選任した。弁護人による McWilliams の精神状態に関する精神医学的評価の事実審理前申立てが認められたため、裁判所はアラバマ州に対して「心神喪失委員会」を招集するように命じた。同委員会は、州立病院で McWilliams を検査し、事実審理を受ける能力があり、犯行時に精神疾患ではなかったと結論づけた。

事実審理において、陪審は死刑の適用がある謀殺罪 (capital murder) で有罪の評決をした。死刑判決のためには、さらに陪審による勧告が必要であり、

(33) McWilliams v. Dunn, 137 S. Ct. 1790 (2017). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス, ゴーサッチ各裁判官同調) がある。

(34) Ake v. Oklahoma, 470 U.S. 68 (1985) [紹介, 井上典之・判例タイムズ611号115頁 (1986年), 平澤修・アメリカ法1987年2号439頁 (1988年)].

その後裁判官による判決がなされる必要があったため、翌日から、陪審による量刑手続が始まり、陪審は死刑を勧告し、裁判官による量刑審問は約6週間後とされた。そこで、McWilliamsは「量刑審問にそのテストの結果が利用されるために、アラバマ州が自らに対して神経学・神経心理学的テストを完了することを求める命令を発付する」よう申し立て、事実審裁判所はこれを認めた。これを受けて、州の精神保健部に勤務している神経心理学者のGoff博士がMcWilliamsを検査し、量刑審問の2日前に報告書を提出した。その報告書は、McWilliamsが、一方では「神経心理的な問題を誇張している」が、他方では「何らかの真正正銘の神経心理学的問題を抱えていたのは明白である」と結論づけた。量刑審問の前日、弁護人は改訂版の報告書を上記州立病院から受け取り、審問当日の朝にはMcWilliamsが勾留されていた施設からの記録を受け取った。裁判官による量刑審問において、弁護人は、この2日間で提出された一連の資料を検討するために手続の延期続行を求めたが、それは当日の午後2時までしか認められず、結局、事実審裁判所は、McWilliamsに対して死刑を言い渡した。

McWilliamsは、Ake判決で保障された権利が事実審裁判所によって与えられなかったとして上訴したが、州控訴裁は、Ake判決の要求は、「州が被告人に能力ある精神科医を提供したときに充たされた」として有罪の評決と量刑を維持し、州最高裁もこれを維持した。そこで、McWilliamsは連邦地裁にヘイビアス・コーパスを請求したが、受命マジストレイトは、Goff博士はMcWilliamsが求めたところの「テストを完了した」ので、McWilliamsは「Ake判決が要求する援助を受けた」とした。連邦地裁は、このマジストレイトの報告書を採用して救済を否定し、第11巡回区連邦控訴裁もこれを維持した。

連邦最高裁はMcWilliamsの上告受理の申立てを認め、大要以下のような判断を示して、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

Ake判決は、検査のみを要求しているのではなく、州が被告人に、抗弁の評価、準備および主張を援助する、能力ある精神科医にアクセスすることをも要求しているのである。

アラバマ州がGoff博士にMcWilliamsを検査させたことで、「検査」の部分の要求は充たされたと仮定しても、Goff博士の報告書や追加の医療記録を評価し、これらのデータを法務戦略に展開することを援助した者はいない。例えば、McWilliamsの詐病は彼が精神疾患を有していることと必ずしも矛盾する

ものではない、などの議論を準備し主張することを援助した者もない。反対意見は、Goff 博士は事実審裁判所によってそうすることを命じられていなかった、と強調するが、そのことこそがまさに問題なのである。関連する裁判所の命令のうち、Goff 博士あるいは他の者に、本件の評価、準備および主張の援助を提供するように求めたものはない。それゆえ、McWilliams は量刑審問において連邦憲法上保障される追加的な援助を求めたのに対し、事実審裁判所は彼の要求を拒否したといえる。

(新谷一朗)

・その他

事実審理手続に関する本開廷期の判決としては、ほかに、事実審理を担当している州の裁判官が連邦の収賄罪の捜査対象となっているという情報を入手した上告人 Rippo が、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項を根拠に、当該裁判官は公平に裁判を行うことはできないとして、当該裁判官を忌避したが、容れられず、また再審理の申立ても斥けられ、さらに非常救済手続の申立ても州裁判所により斥けられたという事案について、州裁判所は連邦最高裁の先例⁽³⁵⁾によって要求される問題——主張されたあらゆる状況を考慮して、裁判官ないし判断者側の、現時点での偏向の蓋然性が連邦憲法上許容することができないほどに高いか否か——をとり上げていないとして、州裁判所による判決を破棄・差戻しとした Rippo 判決⁽³⁶⁾、州の事実審裁判所における陪審選定手続において陪審員候補者全員を法廷に収容することができなかったため、裁判所職員が傍聴人全員を法廷から排除して陪審選定手続を非公開にしたことに対して、上告人 Weaver の弁護人が事実審理において異議申立てをせず、また上訴審においても陪審選定手続の非公開を争点として挙げなかったことが、有効でない弁護であったとして、Weaver が再審理を申し立てたが、州裁判所はこれを斥けたという事案について、修正6条における公開の裁判を受ける権利——陪審選定手続にも及ぶ——の侵害は、「構造的な瑕疵 (structural error)」に当たり、それに対する異議申立てが事実審理においてなされた場合、またはそれが上訴審において争点として挙げられた場合は、有罪判決は自動的に破棄されるが、弁護人の弁護が有効なものではなかったことの主張のなかで被告人

(35) Withrow v. Larkin, 421 U.S. 35 (1975).

(36) Rippo v. Baker, 137 S. Ct. 905 (2017) (per curiam).

が以上の権利侵害を主張した場合は、被告人は弁護人の瑕疵が自身に不利益を与えたこと——弁護人の瑕疵がなければ異なる結果となっていた合理的蓋然性 (reasonable probability)⁽³⁷⁾——か、または、その権利侵害が事実審理を根本的に不公正なものにするほどに重大であったことのいずれかを証明しなければならないとし、本件においては、Weaver はいずれも証明していないとして、州裁判所による判決を支持した Weaver 判決⁽³⁸⁾がある。

(松田正照)

VI 二重の危険

・Bravo-Fernandez 判決⁽³⁹⁾

本件は、複数の犯罪事実で起訴された被告人らに対し、陪審が一部の事実につき有罪評決を、残りの事実につき無罪評決を出し、それらの評決が論理必然的に矛盾する場合に、当該有罪評決を受けて宣告された有罪判決のちに上訴審において当該矛盾とは関係のない理由で破棄されたときは、修正 5 条の二重危険禁止条項の保障に含まれる無罪判決の争点禁止効 (issue preclusion) により、有罪判決の対象となった事実についての再審理が禁止されるかどうか争われた事案である。

上告人 Bravo-Fernandez および Martínez-Maldonado は、いずれも連邦法違反である、贈収賄 (合衆国法典第 18 編 666 条)、贈収賄の共謀 (同 371 条) および贈収賄に際しての州際交通 (同 1952 (a) (3) (A)) の各事実で起訴され、連邦地裁において陪審裁判を受けた。陪審は、贈収賄の事実につき有罪としたものの、当該事実の審理の際の争点と全く同一の点——Bravo-Fernandez らの行為が 666 条の贈収賄に該当するかどうか——が唯一の争点となっていた残りの事実については無罪とした。

(37) Strickland v. Washington, *supra* note 18.

(38) Weaver v. Massachusetts, 137 S. Ct. 1899 (2017). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, キンズバーク, ソトマイヨール, ゴーサッチ各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の同意意見 (ゴースッチ裁判官同調), アリート裁判官の結論同意意見 (ゴースッチ裁判官同調), プライヤー裁判官の反対意見 (ケーガン裁判官同調) がある。

(39) Bravo-Fernandez v. United States, 137 S. Ct. 352 (2016). 法廷意見はキンズバーク裁判官が執筆 (全裁判官一致)。トーマス裁判官の同意意見がある。

Bravo-Fernandezらは贈収賄の事実についての有罪判決に対して上訴をし、第1巡回区連邦控訴裁は、第1審において陪審に対する不適切な説示——贈収賄には、対価性のない「心づけとしての金品 (gratuity)」の供与も含まれるとする説に依拠するもの——があったことを理由に同判決を破棄した（なお、第1審の裁判官はすべての事実との関係で同一の内容の説示をしていた）。

破棄判決を受けて行われた、贈収賄の事実に係る再審理に際し、Bravo-Fernandezらは、上記無罪評決により陪審は論理必然的に同人らの行為が666条違反とならない旨判断したことになり、それによって生じる争点禁止効が贈収賄の事実と及ぶため、同事実での再審理は二重危険禁止条項に違反する旨主張して無罪判決の宣告を求める申立てをした。裁判所がBravo-Fernandezらの申立てを容れなかったため、同人らが上訴したが、第1巡回区連邦控訴裁は、後述のPowell判決で示された考え方はのちに有罪判決が破棄された場合にも妥当するとして、これを斥けた。

上告を受理した連邦最高裁は、以下のような判断を示して、原判決を維持した。

Ashe判決⁽⁴⁰⁾によれば、二重危険禁止条項の保障の一部を構成する無罪判決の争点禁止効は、前の判決によって解決されたとみるのが論理上必然といえる法律または事実にかかる争点についての蒸し返し (second contest) を禁止する。Schiro判決⁽⁴¹⁾によれば、被告人は、前の無罪評決によって当該争点について現に判断が下されたことを立証する責任を負う。そして、Powell判決⁽⁴²⁾によれば、1つの争点をめぐり同一の陪審が論理必然的に矛盾する無罪評決と有罪評決を出した場合には、被告人はその立証責任を果たすことはできないから、その場合の無罪判決には、有罪評決の対象となった訴因との関係での争点禁止効はない。もっとも、Yeager判決⁽⁴³⁾によれば、同一の陪審が、事実に関する同一の争点をめぐり、ある訴因につき無罪評決を出しつつ、他の訴因につ

(40) Ashe v. Swenson, 397 U.S. 436 (1970) [紹介, 岩瀬徹・アメリカ法1972年2号352頁 (1972年)].

(41) Schiro v. Farley, 510 U.S. 222 (1994) [紹介, 山下克知・関西外国語大学研究論集60巻239頁 (1994年)].

(42) United States v. Powell, 469 U.S. 57 (1984).

(43) Yeager v. United States, 557 U.S. 110 (2009) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44巻1号174頁 [小島淳] (2010年)].

き評決不成立となった場合には、当該無罪評決には争点禁止効がある。以上のことを前提に、本件について検討する。

陪審が実際に相互に矛盾する評決を出している以上、Bravo-Fernandezらは、陪審が666条違反の有無という単一の争点について同人らに利益な判断をしたのが一義的に明らかであることを立証できない。ここで重要なのは、陪審が、Bravo-Fernandezらは666条違反を犯していないという判断を現にしたかどうかである。Ashe判決によれば、上訴審はその点について「現実的かつ合理的に」判断しなければならず、殊に、公判の記録を「そこで行われた手続にかかるあらゆる事情を考慮に入れて」吟味しなければならない。この判断に際して、陪審が666条違反として現に有罪評決を出したという事実は、たとえそれを受けた有罪判決が上訴審において当該判断の内容とは無関係な公判手続上の瑕疵を理由に破棄された場合であっても、意味を失わない。

証拠不十分を理由に当該有罪判決が破棄された場合には、当該破棄判決自体の再訴追禁止効により、また、破棄の理由たる公判手続上の瑕疵こそが有罪・無罪評決間の矛盾の原因となっている場合には、前訴の無罪判決の争点禁止効により、有罪評決の対象となった事実についての再審理はそれぞれ禁止される。しかし、本件では——「対価としての金品」の供与のみを贈賄にあたるものと解する説によったとしても——Bravo-Fernandezらが666条違反の行為をしたことを証明するのに十分な証拠が提出されており、また、本件破棄の理由たる説示についての瑕疵はすべての事実に妥当するものであるから、当該瑕疵こそが評決間の矛盾の原因となったともいえない。

Yeager判決がAshe判決の判断枠組みのなかに評決不成立という事情を取り込むことを拒んだのは、陪審が「実際に下した」判断の根拠を裁判所が判別することができないことが理由ではない。評決不成立の場合は、陪審の「判断」自体が「存在しない」からこそ、無罪評決との間の矛盾も観念し得ないのである。これに対し、有罪評決は——仮にそれが後に上訴審において破棄されたとしても——まさしく陪審の「判断」であって、そうであるがゆえに、陪審が矛盾する判断をしたことの証拠となり得る。本件でも有罪評決が現に存在した以上は、Yeager判決ではなくPowell判決に従うべきである。

以上により、論理必然的に矛盾する判断を含む有罪および無罪評決が出され、各評決に基づく有罪判決、無罪判決が宣告された場合には、当該無罪判決の争点禁止効は——有罪判決が当該矛盾する判断とは関係のない法的瑕疵を理由に上訴審において破棄されたとしても——有罪判決の対象となった事実には

及ばないものと解すべきである。したがって、本件における贈収賄の事実についての再審理は、二重危険禁止条項に反するものではない。

(小島 淳)

Ⅶ 量刑

・ Beckles 判決⁽⁴⁴⁾

上告人 Beckles は、2007年に、重罪の前科をもつ者による火器の所持を禁じる合衆国法典第18編922条 (g) (1) 違反により、有罪判決を受けた。判決前調査で Beckles は、連邦量刑ガイドライン 4 B1.1条 (a) にいう「暴力犯罪 (crime of violence)」を行った「職業犯罪者」として、刑の加重が相当とされた。「暴力犯罪」を定義する 4 B1.2条 (a) は、そこに含まれる犯罪を列挙したうえで、「その他、他人に対する身体的侵襲の重大な潜在的危険を有する行為を含む」と規定する「残余条項 (residual clause)」を含むものであった。連邦地裁は、Beckles が「職業犯罪者」であることを前提に、加重されたガイドライン・レンジの中で、360月の拘禁刑を言い渡した。第11巡回区連邦控訴裁はこれを維持し、連邦最高裁も上告を不受理とした。2010年、Beckles は、自身の犯罪は「暴力犯罪」には当たらず、自身は「職業犯罪者」には当たらないと主張して、有罪判決について非常救済手続である判決取消しの申立てをしたが、連邦地裁がこれを斥け、第11巡回区連邦控訴裁もそれを維持したため、連邦最高裁に上告受理の申立てをした。連邦最高裁は、原判決を破棄し、1984年武装常習犯者法 (ACCA) の残余条項を漠然性ゆえに違憲とした2014年10月開廷期の Johnson 判決⁽⁴⁵⁾に照らしたさらなる検討のため事件を差し戻した。ところが、第11巡回区連邦控訴裁は、Johnson 判決の射程は連邦量刑ガイドラインの残余条項には及ばないとして、結論を再度維持した。

(44) Beckles v. United States, 137 S. Ct. 886 (2017). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の同意意見, ギンズバーグ裁判官の結論同意意見, ソトマイヨール裁判官の結論同意意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(45) Johnson v. United States, 135 S. Ct. 2551 (2015) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2014年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学50巻1号116-117頁 [田山聡美] (2016年)].

Beckles の再度の上告を受理した連邦最高裁は、概ね次のように述べて、Beckles の主張を斥けた。

連邦憲法のデュー・プロセス条項は、通常人が処罰対象行為を判別できないほどに漠然とした法律や、恣意的な適用を招くほどに基準の不明確な法律によって、人の生命、自由、財産を奪うことを禁じており、当裁判所は、この基準を適用して、犯罪の定義をする法律や許容される刑罰を定める法律を漠然性ゆえに無効としてきた。後者の観点によれば、可能な量刑の幅は、十分な明確さをもって特定されていなければならない。Johnson 判決において当裁判所は、ACCA の残余条項に基づく法定刑は許容し得ないほどに漠然としているとした。しかし、連邦量刑ガイドラインは、法定刑を規定するものではなく、あくまで法定刑内での量刑に際して裁判所の裁量行使を指導する補助的な (advisory) ものでしかない。したがって、連邦量刑ガイドラインは、漠然性審査の対象とはならない。

「漠然性ゆえに無効」法理の射程がこのように狭いことは、連邦の量刑の歴史に由来する。立法者は従来、連邦地裁に対し、拘禁の可否や長さについての広い裁量を認めてきた。当裁判所も、法定刑内でのそのような広い裁量を否定してこなかったし、それを不明確だとする主張も認めてこなかった。

このような体制からの転換を図った1984年量刑改革法（合衆国法典第18編3553条）は、連邦量刑委員会を創設して連邦量刑ガイドラインの整備を命じた。しかし、Booker 判決⁽⁴⁶⁾により、連邦量刑ガイドラインは「事実上の指針」に過ぎないものと位置づけられ、その拘束力は否定された。連邦量刑ガイドラインが漠然性審査に服さないのは、このためである。かつての広い裁量が「漠然性ゆえに違憲」といえないのであれば、現在のガイドラインの制度を「漠然性ゆえに違憲」とすることはなおのこと困難である。また、連邦量刑ガイドラインは、漠然性法理を根拠づける2つの関心、すなわち、予測可能性の提供と恣意的適用の防止とも無関係である。予測可能性の提供は、適用可能な法定刑が示されることで十分だし、法定刑内での裁量行使を指導するものに過

(46) United States v. Booker, 543 U.S. 220 (2005) [紹介、渋谷年史・NBL803号6頁(2005年)、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所2004-2005年開廷期重要判例概観」アメリカ法2005年2号257頁(2006年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2004年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻1号273-275頁〔二本柳誠〕(2007年)【田中編『アメリカの刑事判例1——2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』98-100頁〔二本柳〕(成文堂、2017年)】。

ぎない連邦量刑ガイドラインについて、恣意的な適用の心配はそもそも生じないからである。

以上の判断は、連邦量刑ガイドラインが違憲審査の対象となり得ること自体を否定するものではなく、事後法の禁止は同ガイドラインにも妥当する。しかし、事後法の禁止と漠然性法理は、そのもつ意味が異なる。また、量刑手続がデュー・プロセス条項のもとの審査の対象となり得ることも否定されない。あくまで、連邦量刑ガイドラインが「漠然性ゆえに無効」法理に基づく審査の対象ではないというだけである。

なお、量刑上考慮すべき諸要素について規定した合衆国法典第18編3353条(a)(1)ないし(3)、同(5)ないし(7)についても、本判決はその妥当性に疑問を呈するものではない。

(野村健太郎)

・その他

量刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第18編924条(c)により、前提犯罪(predicate offence)である暴力犯罪ないし薬物取引犯罪に対する刑に加え、その際になされた火器使用に対する刑を順次執行する場合には、後者の法定刑の下限が重いために重い刑を科さざるを得ないという点を、前者の量刑において考慮して刑を軽くすることは許されるとしたDean判決⁽⁴⁷⁾がある。

(野村健太郎)

VIII 死刑

・Moore 判決⁽⁴⁸⁾

本件は知的障害(intellectual disability)のある者に死刑を科すことが合衆国憲法修正8条に違反するとしたAtkins判決⁽⁴⁹⁾、および、「被告人のIQテスト

(47) Dean v. United States, 137 S. Ct. 368 (2016). 法廷意見はロバーツ長官が執筆(全裁判官一致)。

(48) Moore v. Texas, 137 S. Ct. 1039 (2017). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(ケネディ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調)のほか、ロバーツ長官の反対意見(トーマス, アリート各裁判官同調)がある。

(49) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁

のスコアが70を超えている場合には、知的障害に関するほかの証拠を提出することは許されない」とする州裁判所の判断は修正8条に違反するとした Hall 判決⁽⁵⁰⁾を前提に、現在の医学的水準に合致しない基準を用いて知的障害を否定したテキサス州裁判所の判断が修正8条に違反するかが争われた事案である。

上告人 Moore は、20歳の時に行った強盗の際に店員を射殺したとして、謀殺罪で死刑の判決を受けた。その後、Moore は知的障害者であることを理由に死刑の宣告を取り消すよう求めた。ヘイビラス・コーバスの請求を受けた州地方裁判所 (state habeas court) は、Atkins 判決および Hall 判決のもとでは、Moore は知的障害としての条件を充たすと判断し、州刑事上訴裁判所に対して Moore には死刑からの救済が与えられるべきであるとの意見を送付した。しかし、州刑事上訴裁判所——同州の刑事事件に関する最上級裁判所——は、州地方裁判所が1992年の州刑事上訴裁判所による Briseno 判決⁽⁵¹⁾の基準を用いておらず、同基準からは Moore に知的障害は認められないとして死刑判決を維持した。

Moore の上告を受理した連邦最高裁は、州刑事上訴裁判所の判断は修正8条に違反するとして、破棄・差戻しとした。法廷意見の大意は、以下のとおりである。

Hall 判決において当裁判所が示したように、知的障害の認定は医療の専門家の知見に基づかなければならない。まず、Moore の IQ スコアが彼に知的障害がないことを示すとした州刑事上訴裁判所の判断は Hall 判決と矛盾する。Hall 判決は知的機能 (intellectual functioning) の判断に際して、IQ テストにおける測定の標準誤差 (standard error of measurement (SEM)) を考慮するこ

判所2001-2002年開廷期重要判例概観」アメリカ法2002年2号266-271頁(2002年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』171頁(成文堂、2006年)、岩田太『陪審と死刑——アメリカ陪審制度の現代的役割』374頁(信山社、2009年)、椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅴ』299頁〔中野目善則〕(中央大学出版部、2016年)。

(50) Hall v. Florida, 134 S. Ct. 1986 (2014) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2013-2014年開廷期重要判例概観」アメリカ法2014年2号294-298頁(2014年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学49巻1号192-194頁〔滝谷英幸〕(2016年)、椎橋編・前掲注(49)309頁〔中野目善則〕]。

(51) *Ex parte* Briseno, 135 S.W. 3d 1 (Tex. Crim. App. 2004)。

とを裁判所に求めている。Moore の IQ スコアである74の標準誤差の低範囲は知的障害の基準となる70を下回ることから、州刑事上訴裁判所は彼の適応機能の考慮へと移るべきであった。加えて、州刑事上訴裁判所が行った Moore の適応機能についての検討も、一般的な医療の基準 (prevailing clinical standards) のみならず、同裁判所が適用した古い医療の基準からも逸脱している。Atkins 判決を適用する際、州にはいくらかの柔軟性 (some flexibility) が認められるが、無制限の裁量 (unfettered discretion) があるわけではない。ここでは、州地方裁判所が現在の医学的基準を用いて結論に達したにもかかわらず、州刑事上訴裁判所は自らが設定した医学的根拠のない要素を含む Briseno 判決の基準に固執した。したがって、州刑事上訴裁判所は医学界の診断枠組み (medical community's diagnostic framework) に適切に基づいておらず、その判断は支持され得ない。

(藤井智也)

・その他

死刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、量刑に関する被害者遺族の意見を陪審に供することは修正 8 条によって禁じられているとの判示を含む Booth 判決⁽⁵²⁾が、その後の Payne 判決⁽⁵³⁾によって全面的に破棄されたものと解して、謀殺被害者の親族が量刑に関してした陳述に基づく死刑の言渡しを是認した州裁判所の判決に対して、Booth 判決の上記判示部分は Payne 判決によって変更の対象となった部分ではなく、連邦最高裁による変更がない限り拘束性があるとした Bosse 判決⁽⁵⁴⁾がある。

(杉本一敏)

(52) Booth v. Maryland, 482 U.S. 496 (1987) [紹介, 原田保・愛知学院大学論叢法学研究33巻4号71頁(1987年), 椎橋編・前掲注(49)123頁[清水真]].

(53) Payne v. Tennessee, 501 U.S. 808 (1991) [紹介, 椎橋編・前掲注(49)129頁[清水真]].

(54) Bosse v. Oklahoma, 137 S. Ct. 1 (2016) (per curiam). トーマス裁判官の同意意見(アリート裁判官同調)がある。

IX 上訴等

上訴等に関する本開廷期の判決としては、児童ポルノ所持の事実につき、有罪である場合にはまず拘禁刑などを宣告する判決を出し、のちに具体的な賠償額を算定したうえで被害者への損害の賠償を命じる判決を出すという段階的判決手続が採用された事案において、被告人側が、拘禁刑を宣告するとともに被害者への損害填補 (restitution) が必要的であることおよび具体的な填補額については後日改めて命じることを述べた第 1 次判決に対しては直ちに上訴を申し立てたものの、その数か月後に出された第 2 次判決——具体的な填補額を提示して被告人にその支払いを命じるもの——に対しては上訴を申し立てることをしなかった場合には、第 2 次判決に対して被告人側が上訴を申し立てていないことを理由とする異議を訴追側が適法に申し立てている限りにおいて、被告人側は具体的な填補額について上訴審で争うことはできない旨判示した Manrique 判決⁽⁵⁵⁾がある。

(小島 淳)

X ヘイビアス・コーパス等

ヘイビアス・コーパス等に関する本開廷期の判決としては、州裁判所の判断が、連邦最高裁判の先例——少年の非殺人犯罪者の仮釈放に関する Graham 判決⁽⁵⁶⁾——の「不合理な適用」(合衆国法典第 28 編 2254 条 (d) (1)) に当たるとした第 4 巡回区連邦控訴裁の判断について、同判決は、本件で問題となっているような、重罪犯の仮釈放を受刑者が高齢の場合に限定する州の制度 (a geriatric release program) の連邦憲法適合性に関する判断ではなく、また、本件の制度も、少年の非殺人犯罪者に仮釈放の有意な機会を与えるという同判決の要請には適っており、先例の「不合理な適用」ではないとして、これを破棄

(55) Manrique v. United States, 137 S. Ct. 1266 (2017). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調) のほか、ギンズバーク裁判官の反対意見 (ソトマイヨール裁判官同調) がある。

(56) Graham v. Florida, 130 S. Ct. 2011 (2010) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2009 年 10 月開廷期刑事関係判例概観 (上)」比較法学 45 巻 1 号 167 頁 [野村健太郎] (2011 年)].

した LeBlanc 判決⁽⁵⁷⁾, 州の陪審裁判で死刑を言い渡された被告人のヘイピアス・コーパスの請求に関し, 手続的懈怠 (procedural default) はあるが, 陪審による加重事由の認定がないため, 「誤審の例外 (miscarriage of justice exception)」に当たるとして, 請求の実体審理を行った第 6 巡回区連邦控訴裁の判断について, 加重事由は罪責認定の段階 (the guilty phase) で認定されており, また, 例外に該当するか否かの判断の手法に誤りがあるとして, これを破棄し, 事件を差し戻した Hutton 判決⁽⁵⁸⁾がある。

(原田和往)

XI 刑事実体法

・Salman 判決⁽⁵⁹⁾

本件は, インサイダー取引に関し, 会社関係者がその内部情報を自己の親戚に対して漏洩することは, 何らの金銭的な見返りがない場合であっても, 1934年証券取引所法10条 (合衆国法典第15編78j条) (b) の証券詐欺罪 (securities fraud) に該当するかが問題となった事案である。

証券取引所法10条 (b) およびそれに対応する証券取引委員会規則10b-5は, 証券取引に関する背信的不正行為を包括的に禁止する規定を置いている。その規定に基づき, 企業の内部情報を個人的利益のために不当に利用してはならないという信認義務 (fiduciary duty) を負った者が, 内部情報を利用して密かに取引を行うことが禁止されている。また, そのような信認義務を負った者は, 取引目的を有する他者へ内部情報を漏洩することも許されない。さらに, そのような情報を受領した者についても, 情報提供者が信認義務に違背して漏洩した情報であることを知っていた場合には同様の信認義務を負うこととされ, 当該情報に基づいて取引を行った場合には, 情報提供者と同様に証券詐欺罪に問われる可能性があるとされている。

この情報受領者の責任については, 連邦最高裁は過去に Dirks 判決⁽⁶⁰⁾にお

(57) Virginia v. LeBlanc, 137 S. Ct. 1726 (2017) (per curiam). ギンズバーグ裁判官の結論同意意見がある。

(58) Jenkins v. Hutton, 137 S. Ct. 1769 (2017) (per curiam).

(59) Salman v. United States, 137 S. Ct. 420 (2016). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(60) Dirks v. SEC, 463 U.S. 646 (1983).

いて、一定の見解を示していた。すなわち、情報受領者の責任は、情報提供者が信認義務に違背しているか否かによって決定され、その信認義務違背は、情報提供者が自己の「個人的利益」のために情報を漏洩した場合に認められるとした。さらに、その「個人的利益」の存在は、情報提供者が情報の見返りに何らかの価値ある物を受領している場合、あるいは「親戚や友人に対して内部情報を贈り物として与えた」場合に推論できるとした。

本件では、ある投資銀行行員が、自己の勤める企業の合併・買取に関する内部情報を、自己の兄弟に漏洩したところ、当該情報受領者がさらに自らの姻族である上告人 Salman に対して当該情報を伝達した。Salman は、受領した情報が行員から不正に漏洩されたものであることを承知のうえで、その内部情報を利用して証券取引を行った。事実審理において証券詐欺罪で有罪とされた Salman が控訴し、第 9 巡回区連邦控訴裁に事件が係属している間に、第 2 巡回区連邦控訴裁が Newman 判決⁽⁶¹⁾において、「個人的利益」は単に「親戚や友人に対して内部情報を贈り物として与えた」というだけでは推論できず、情報提供の見返りに何らかの金銭的利益を受け取る必要がある旨の判断を示した。第 9 巡回区連邦控訴裁は、Dirks 判決が、特段の見返りなく単に「親戚や友人に対して内部情報を贈り物として与えた」だけで、「個人的利益」すなわち情報提供者の信認義務違反を推論することを容認していると解し、第 2 巡回区連邦控訴裁と異なる判断を示した。

連邦最高裁は、大要以下のように判示して、第 9 巡回区連邦控訴裁の判断を支持し、Salman の有罪を維持した。

Dirks 判決によれば、親戚や友人に対して内部情報を贈り物として与えることは、情報提供者が自ら取引をした後にその収益を贈ることと同じであり、そのことは、情報提供者の「個人的利益」を認定するに十分である。情報提供の見返りに何らかの金銭的利益を受け取ることをも要求する第 2 巡回区連邦控訴裁の判断は、その限度で Dirks 判決と調和しない。

(田山聡美)

・ Honeycutt 判決⁽⁶²⁾

本件は、共謀 (conspiracy) に基づき、共謀相手である使用者が薬物事犯に

(61) United States v. Newman, 773 F. 3d 438 (2014).

(62) Honeycutt v. United States, 137 S. Ct. 1626 (2017). 法廷意見はソトマイヨール裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

係る犯罪収益を獲得することには加担したが、自身は当該犯罪収益自体を獲得したわけではなく、共謀相手から支払われた給与を被使用者として獲得しただけであった、という行為者に対して、合衆国法典第21編853条 (a) (1) にいう「犯罪結果を構成する若しくは犯罪結果から派生したあらゆる財産又は直接若しくは間接的に犯罪の結果として獲得されたあらゆる収益」の必要的没収を定めた1984年包括的没収法 (Comprehensive Forfeiture Act of 1984) に基づき、当該共謀に係る犯罪の収益全体について共謀相手と連帯して (jointly and severally) 財産没収の責任を負わせることができるかが争われた事案である。

上告人 Honeycutt は、実の兄弟である Tony が所有するホームセンターで、販売と在庫管理を担当していた。店の経営は専ら Tony によって行われていたので、Honeycutt は、店舗や運営に関する支配権を有しておらず、店で扱う物品の販売などに係る労働の対価として Tony から給与の支払いを受けていたに過ぎなかった。同店で販売する浄水製品はヨウ素をベースとするものであったところ、ある日、いらついた様子の数人の客がその浄水製品を購入する様子を見たことから、Tony は、自店で販売している浄水製品のヨウ素の結晶が覚せい剤の製造に悪用可能か否か地元警察に問い合わせた。これに対し、警察官は、その客らは当該浄水製品をその目的に利用していることを確認し、気持ち悪いのであれば販売をとりやめるよう助言した。それにもかかわらず、Tony と Honeycutt は、共謀のうえ、覚せい剤製造に悪用されることを知りながら、当該浄水製品の販売を3年以上にわたり継続した。

その後、Tony と Honeycutt は連邦地裁に起訴され、検察側は、ホームセンターが当該浄水製品の販売を通じて得た利益26万9751ドル98セントを、1984年包括的没収法および合衆国法典第21編853条 (a) (1) に基づき、両名から没収するよう求めた。Tony は有罪答弁をし、20万ドルの没収に合意した。しかし、Honeycutt は有罪答弁をせず、事実審理が行われた。

検察側は、Honeycutt は違法販売による利益に Tony と共同して (jointly) 責任を負うから、Tony から没収する20万ドルを除いた残りの6万9751ドル98セントを Honeycutt から没収すべきであると主張した。連邦地裁は、Honeycutt が個人的には問題の販売から何らの利益も享受していない被使用者であったことを理由として、この主張を排斥した。しかし、第6巡回区連邦控訴裁は、Honeycutt が共謀者 (co-conspirator) であったことから、兄弟は共謀のあらゆる収益に対して連帯して責任を負い、したがって、各人が没収総額全体について完全な責任を負うとした。

Honeycutt の上告を受理した連邦最高裁は、以下のような判断を示して原判決を破棄した。

853条 (a) (1) による没収の対象は、行為者自身が犯罪の結果として実際に獲得した財産に限定されているから、Tony の店に持分権を有さず、しかも個人的には違法販売から利益を享受しなかった Honeycutt に対する没収は許されない。

853条 (a) による没収の対象は、犯罪に由来するか、犯罪に供用された財産に限定され、法律の文言は、汚染されていない (untainted) 財産の没収を要する連帯責任を許していない。また、853条 (a) は、個人的な所有または使用に関してのみ没収可能な財産を定義している。本件で問題とされる853条 (a) (1) の没収対象は、犯罪の「結果として、直接又は間接的に獲得」された財産に限定されるが、辞書の意味においても日常的用法においても、ほかの誰かによって得られた財産について「獲得」とはいえないし、「直接」、「間接」とは財産獲得の態様に係るもので、最終的に「獲得」を要することには変わりはない。853条 (a) (2) や同 (3) についても同様である。本件で財産を「獲得」したのは Tony であって、Honeycutt ではない。

連帯責任は、853条のほかのいくつかの規定にも反する。853条 (c) は汚染された財産についてのみ適用され、同 (e) (1) は、問題の財産が当該犯罪と必要な関係を有することを要し、同 (d) に関しても、検察側は、当該財産の獲得が違反期間内であることと、犯罪以外の源泉が考え難いことを立証しなければならない。これらの規定は法文の適用対象が瑕疵ある財産であることを補強するものであり、したがって、連帯責任とは相容れない。また、連帯責任を認めると、汚染されていない財産の没収を許容する唯一の規定である853条 (p) の趣旨を潜脱しかねない。

853条の文言および構造をみる限り、共同計画を推進する予見可能な相互の行為について共謀者は法的責任を負うとする原則を連邦議会が盛り込んでいないことは明らかである。汚染されている財産自体が確保不能なときに代替財産で補填するために連邦議会が提供しているのは、ただ1つの方法——853条 (p) の定めるもの——のみである。853条は、その文言および構造から明らかなように、同条 (p) の前提条件の1つが充たされない限り、汚染された財産を対象とするという伝統的対物没収の形を維持しているのである。

(北尾仁宏)

・Packingham 判決⁽⁶³⁾

本件は、性犯罪者がインターネットにアクセスすることを制限するノース・カロライナ州法が、合衆国憲法修正1条に適合するか否かが争われた事案である。

ノース・カロライナ州は、2008年に、登録された性犯罪者（registered sex offender）が、「会員となることや個人のウェブ・ページを作成又は保持することが未成年者に許されているサイトであると知りながら、商業的ソーシャル・ネットワーク・サイト（commercial social networking Web sites）にアクセスすること」を、第1級重罪とする規定を制定した。

上告人Packinghamは、2002年に13歳の少女と性交したとして性犯罪者に登録されていたが、2010年に自らの交通違反事件における体験をフェイスブックに書き込んだところ、上記の規定に違反するとして起訴された。事実審裁判所は、当該規定が修正1条に違反するというPackinghamの申立てを認めなかった。これに対して、控訴審裁判所は、当該規定が、性的虐待から未成年者を保護するという州の正当な利益に合致せず、むしろ、それと無関係のコミュニケーションを広範に妨げてしまうとして、修正1条に適合しないとしたが、州最高裁は、性犯罪者が未成年者の情報を集める機会を提供するウェブサイトへのアクセスのみを禁じるように注意深く規定されているなどとして、当該規定は、すべての側面において合憲であるとした。

連邦最高裁は、以下のように述べて、当該規定が修正1条に違反し、言論に対して許容できない制限をしているとして、原判決を破棄し、差し戻した。

修正1条は、すべての者に対して、コミュニケーションの場へのアクセスを保障することを原則としている。今日、そのために最も重要な場の1つがサイバースペースであり、とりわけソーシャル・メディアにおいては、比較的無制限に、安価で、あらゆる種類のコミュニケーションが可能である。確かに、他の発明と同様に、インターネットやソーシャル・メディアも、犯罪に利用される危険はある。また、児童の性的虐待は、最も深刻な犯罪である。しかしながら、このように重要な政府の利益が主張されたとしても、連邦憲法上の保護を完全に無視することは許されない。

(63) Packingham v. North Carolina, 137 S. Ct. 1730 (2017). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の同意意見（ロバーツ長官、トーマス裁判官同調）がある。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

ソーシャル・メディアへのアクセスを閉ざすことは、修正 1 条の保障する権利の正当な行使を妨げる。有罪となった犯罪者であっても（場合によっては、そのような犯罪者こそが）、合法的な価値ある人生を欲しているならば、思想の世界へのアクセスという便益の享受が許されている。また、当該規定は、性犯罪者を傷つきやすい被害者たちから遠ざけておくという目的と、そのための負担とが見合わない。ウェブサイトにおける修正 1 条の権利の行使は、現代の社会文化の仕組みにとって不可欠といえる。政府が、不法な言論を抑圧する手段として、合法的な言論を抑圧することは許されない。それゆえ、当該規定は、無効といわなければならない。

（渡邊卓也）

・その他

刑事実体法についての本開廷期の判決としては、ほかに、他人の銀行口座から自己が資金を引き出せる他の銀行に設けた口座に資金を移動させる企てのために当該他人に係る識別番号を使用した行為が、「金融機関に対して背信的不正を行う（defraud）企てを遂行する」ことを禁止する合衆国法典第18編1344条（1）に該当するとして有罪とされた事案について、当該行為は当該規定に該当するとしつつも、当該企ては銀行を欺き、かつ、銀行から有価物を奪う行為を意味するものであるところ、この点について事実審理における陪審に対する説示の適否について審理を尽くす必要があるとして、第9巡回区連邦控訴裁の判決を破棄して事件を差し戻した Shaw 判決⁽⁶⁴⁾、行為者よりも3歳以上年少の18歳未満の者と性交渉をすることを禁じたカリフォルニア州法違反で有罪となった在留資格のある外国人の退去強手続において、当該犯罪が、外国人の退去強制理由である「年少者への性的虐待」に該当するか否かが問題となった事案について、連邦法上の年少者に対する虐待行為は、もっぱら当事者の年齢のみに着目した一般的に犯罪的な性的交渉とされる行為の文脈では、被害者が16歳未満であるものをいうとした Esquivel-Quintana 判決⁽⁶⁵⁾、難民として入国・在留を許可され、その後帰化も認められたセルビア人難民が、その帰化申

(64) Shaw v. United States, 137 S. Ct. 462 (2016). 法廷意見はブライヤー裁判官が執筆（全裁判官一致）。

(65) Esquivel-Quintana v. Sessions, 137 S. Ct. 1562 (2017). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆（全裁判官一致）。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

請手続において行った宣誓供述が虚偽であったとして、情を知りながら、法律に違反して帰化を獲得する行為を禁止する合衆国法典第18編1425条 (a) 違反で起訴され、有罪判決を受けた事案について、同規定違反とするには虚偽の供述をしたというだけでは足りず、その点で陪審に対する説示の誤りがあるとして、第6巡回区連邦控訴裁の判決を取り消して事件を差し戻した Maslenjak 判決⁽⁶⁶⁾がある。

(田中利彦)

XII その他

・ Kokesh 判決⁽⁶⁷⁾

本件は、証券取引委員会のディスゴージメント (disgorgement) ——不当利得吐出し命令——に対して、合衆国法典第28編2462条の5年の出訴期限が適用されるかが争われた事案である。

上告人 Kokesh は投資顧問会社の経営者であり、1995年から2009年にかけて、経営する自社を通じ4つの投資会社から3490万ドルの横領を行ったことなどにより証券取引法等違反が認定された。証券取引委員会は、2009年に、この違反行為に対する民事制裁金 (monetary civil fine)、差し命令、ディスゴージメントの執行訴訟を連邦地裁に対して提訴した。2462条は民事罰 (civil fine)、罰金 (penalty)、没収 (forfeiture) に関する訴訟および手続に関して5年の出訴期限を定め、訴訟提起より5年前の罰金などの収奪を制限するものである。これまで証券取引委員会は、ディスゴージメントは罰金ではなくエクイティ上の原状回復措置 (equitable remedy) であるとの解釈をとっていた。連邦地裁は、民事制裁金に関しては2462条の5年の出訴期限の適用を認めたが (民事制裁金について5年の出訴期限が適用されることは、Gabelli 判決⁽⁶⁸⁾で判

(66) Maslenjak v. United States, 137 S. Ct. 1918 (2017). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか, ゴーサッチ裁判官の一部同意・一部結論同意意見 (トーマス裁判官同調), アリート裁判官の結論同意意見がある。

(67) Kokesh v. SEC, 137 S. Ct. 1635 (2017). 法廷意見はソトマイヨール裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(68) Gabelli v. SEC, 568 U.S. 442 (2013) [紹介, 梅津昭彦・旬刊商事法務2071号59頁 (2015年)].

断が示されている)、デイスゴージュメントに関しては、エクイティ上の原状回復措置であり罰金ではないとし、その適用を否定した。第10巡回区連邦控訴裁も、デイスゴージュメントは、罰金や没収ではないとして連邦地裁の結論を維持した。

連邦最高裁は、デイスゴージュメントは没収と実質的に同義であり、5年の出訴期限が適用されるとした第11巡回区連邦控訴裁判決⁽⁶⁹⁾との齟齬を判断するため、上告を受理した。

連邦最高裁は、次のように述べ、第10巡回区控訴裁の判決を破棄した。

処罰としての罰金(“penalty” as a “punishment”)となるかどうかの定義に関しては、Huntinton 判決⁽⁷⁰⁾の2つの原理を適用する。それは、第1に、サンクションが、個人の権利侵害というよりも、むしろ公益侵害に対してなされているかどうか、第2に、金銭的サンクション(pecuniary sanction)が、被害者に対する補償というよりも、むしろ処罰目的や抑止機能をもつか、で定義される。

証券取引委員会のデイスゴージュメントをこの定義に当てはめると、第1の点に関しては、デイスゴージュメントの執行訴訟が、被害者の支持や訴訟参加がなくても進行することなどからみると、個人の権利というより公益侵害に対して科されているといえる。第2の点に関しては、インサイダー取引違反において違法行為者自身が得た不当利得だけでなく第三者が取得した利得まで吐出しがなされることや、不当利得を得るために要した費用が考慮されないことは、被告人の地位を違法行為前より悪化させてしまうことになるため、原状回復措置ではなく処罰や抑止機能をもつといえる。これらの点からみて、デイスゴージュメントは、罰金の定義の2つの原理に合致する。加えて、デイスゴージュメントに関して、連邦地裁は、被害者賠償として支払われるかどうかにかかわらず、その執行を認めることが可能であり、また、吐き出された利得をどのように配分するかは裁量ももつ。さらに、吐き出された利得は、被害者への賠償とされないことも多くあり、被害者に配分されなかった利得は国庫に納入されるのである。これらのことからみてもデイスゴージュメントは、原状回復措置ではなく罰金だといえる。

サンクションはしばしば複数の目的をもつものであり、デイスゴージュメン

(69) SEC v. Graham, 823 F. 3d 1357 (2016).

(70) Huntington v. Attrill, 146 U.S. 657 (1892).

トは、原状回復措置の役割を果たす場合もあるが、他方で、公益侵害に対する処罰や犯罪者としてのラベリングも意図している。

以上より、ディスゴージュメントは2462条の意味における罰金であるといえ、5年の出訴期限の適用がある。

なお、法廷意見の注(3)には、「本意見中いかなるものも、裁判所が証券取引委員会の法執行手続においてディスゴージュメントを命じる権限を有しているか否か、あるいは、裁判所が同文脈においてディスゴージュメントの諸原則を適切に適用してきたか否かに関する意見として解釈されるべきではない。本件において提示される唯一の問題は、証券取引委員会の法執行訴訟に適用されるディスゴージュメントが、2462条の出訴期限に服するかどうかだけである」とのコメントが付されている。

(白石 賢)

・Abbasi 判決⁽⁷¹⁾

本件は、ビヴェンス訴訟 (Bivens action) ——Bivens 判決⁽⁷²⁾で認められた、連邦憲法の規定を直接の根拠とする損害賠償請求訴訟——の射程は行政府の意思決定に関わる事項や、行政庁の幹部の部下職員に対する監督責任追及にも及ぶか、法の平等な保護を受ける権利の侵害の共謀を禁じた合衆国法典第42編1985条 (a) の規定の射程は行政庁部内での意思決定のための協議にまで及ぶかが問われた。

2001年に発生した9.11事件後、連邦政府は、当該事件と関係している疑いがあるとの情報が寄せられた外国人のうち、移民法令違反の事実がある者についてはその違反を理由に拘束し、連邦捜査局 (FBI) が「関心あり」としない者は通常の手続に即して手続を進め、同局が「関心あり」とした者やその点についての疑問のある者は「疑いが晴れるまで身柄を確保する方針」に従って拘束を継続するという措置をとった。本件は、当該拘束継続の方針に基づき拘束さ

(71) Zigler v. Abbasi, 137 S. Ct. 1843 (2017). ケネディ裁判官執筆の一部法廷意見・一部相対的多数意見 (ロバーツ長官, アリート裁判官同調, トーマス裁判官一部同調) のほか, トーマス裁判官の一部同意・一部結論同意意見, プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。ソトマイヨール, ケーガン, ゴーサッチ各裁判官は本判決に関与していない。

(72) Bivens v. Six Unknown Named Agents of Federal Bureau of Narcotics, 403 U.S. 388 (1971).

れた後にアメリカから退去強制させられたアラブ系などの外国人が、当該拘束に関し、補償的および懲罰的な損害賠償と弁護士費用などの支払いを求め、当該拘束時の司法長官、FBI 長官および移民帰化局長官——以下、「司法省高官」とする——と拘束施設幹部ら個人を相手方として、連邦地裁に提起した想定のクラス・アクション (putative class action)——裁判所によってクラスの認定を受ける前の段階の想定のクラスを代表する訴訟——に係る事案である。被上告人 Abbasi らの主張は、上告人らは、刑罰的な目的のために、Abbasi らを苛酷な条件下で事実審理前の拘束をしたこと、その苛酷な条件の拘束は Abbasi らの人種、宗教、出身国を理由とするものであること、施設幹部は、Abbasi らに対して刑事施設管理上の正当な利益とは無関係の素っ裸での搜索をさせたこと、Abbasi らは看守から虐待を受けたが施設幹部らはこれを知りながら許容したことなどが、合衆国憲法修正 5 条のデュー・プロセス条項、修正 6 条の平等保護条項および修正 4 条の各違反に該当するというものであるが、加えて、上告人らの間に合衆国法典第 42 編 1985 条 (3) 違反の共謀が行われたとの主張もした。

差戻審である連邦地裁は、司法省高官に対する訴えは却下して門前払いしたものの、拘束施設幹部らについては手続を進めることを認めた。Abbasi らと司法省高官、拘束施設幹部らの控訴を受けた第 2 巡回区連邦控訴裁は、司法省高官に関しては連邦地裁の判断を覆すとともに、拘束施設幹部らのうち施設長の Hasty ほか 1 名については連邦地裁の判断を支持した。司法省高官と拘束施設長 Hasty が上告受理の申立てをし、連邦最高裁はこれを受理した。

連邦最高裁は、司法省高官関係では原判決を破棄し、拘束施設長については原判決を取り消して事件を第 2 巡回区連邦控訴裁に差し戻した。

判示の総論および司法省高官関係の部分——1985 条 (3) の共謀関係を除く——の要点は、以下のとおりである。

当裁判所が黙示の訴訟原因 (implied cause of action) と呼ばれるようになったものを認めたのは、1970 年 10 月開廷期の Bivens 判決とその後の 10 年間で出された 2 つの判決⁽⁷³⁾のみである。これら 3 件は、制定法の目的を達成するために必要な救済を与えるのが司法の機能として当を得たものであることを当裁判所が前提としていた旧体制 (*ancien regime*) の時期のものであるが、それ以

(73) Davis v. Passman, 442 U.S. 228 (1979); Carlson v. Green, 446 U.S. 14 (1980).

降、当裁判所ははるかに注意深い方向をとっている。当裁判所は、ビヴェンズ訴訟を拡張することは、いまや好ましからざる司法上の行為であることを明示している。当裁判所の先例は、「連邦議会による積極的な措置のない場合において、躊躇すべきことを示唆する特別な要素 (special factors)」が存在するときには、Bivens 判決の救済措置を利用することができないことを明示している。「特別な要素」についての検討の焦点は、連邦議会による措置や指示がない場合において、裁判所が損害賠償請求訴訟の進行を許すことの費用と利益との検討・衡量を行うのが適切であるかにある。法の執行と違法の是正のための制度の一環としての損害賠償の救済措置の効果や必要について連邦議会が疑問をもっている可能性があると考えらるべき有効な理由がある場合には、当該救済措置を創造することを差し控えなければならない。そのことと関連して、代替的な救済の構造が存在する場合には、そのこと自体で、Bivens 判決による新たな請求権を導き出す裁判所の権限は制限される。

Abbasi らは、苛酷な条件の拘束について、政府の拘束の方針 (detention policy) としてこれを主張しているが、第 2 巡回区連邦控訴裁は、それは新たな文脈での Bivens 判決の救済を求めるものではないから、特別な要素の分析の必要はないとしてこれを行っていない。しかし、その判断は当裁判所の先例と相反している。問題となる事案に当裁判所が従前ビヴェンズ訴訟の事案とした事案と重要な違いがあるときは、当該文脈は新たなものである。例えば、その事案は、関係する公務員の地位、問題となっている連邦憲法上の権利、公的な行為の一般性または特殊性、当該問題や非常事態に公務員がいかに対処すべきか関する裁判所の指導の範囲、当該公務員の制定法その他による権限、司法による他の部門の作用への阻害的な侵出のリスク、あるいは、従前のビヴェンズ訴訟の事案では検討されていない特別な要素たり得るものの存在ゆえに、当該事案は重要な点で異なり得る。高度な行政上の方針に基づき不法滞在外国人に課される拘束を問題とする Abbasi らの拘束の方針に係る主張は、当裁判所が過去認めた 3 件のビヴェンズ訴訟との類似性がほとんどないのである。

司法省高官に対する請求については、ビヴェンズ訴訟が「一定の機関の方針を変更する適切な手段」ではないことに留意しなければならない。さらに、ビヴェンズ訴訟は、他人の行為についてではなく、当該公務員自身の行為について提起されるもので、部下の行為について公務員の責任を問うことを目的としたものではない。

仮に、訴えが特定の司法省高官の行為に限定されているとしても、その請求

は、一般的な方針の形成や実施を問題とすることになり、必然的に、議論や検討のすべての経過の調査や開示を求めることとなり、政府の政策や行為の是非を問う結果につながる。そのような帰結は、司法省高官に対するビヴェンズ訴訟を許容しないことを促す。この文脈における損害賠償請求訴訟の許容は、行政府のデリケートな作用に裁判所が侵入的な方法で干渉することを求めることになる。このような特別の要素に加え、拘束の方針に係る Abbasi らの主張は、9.11事件への政府の対応全体の主要な要素を問題とし、必然的に、連邦議会と大統領の権限に属する国家の安全保障上のデリケートな問題の審査を求めるものである。

以上のほか、看守による虐待を許容したなどの訴えに係る拘束施設長関係の争点については、第2巡回区連邦控訴裁はビヴェンズ訴訟の適用対象となるかどうかに関する上記の「特別な要素」の判断を行うべき必要があるとした。

また、1985条(3)違反に関しては、上告人すべてに限定的免責の適用があったとした。

(田中利彦)

・その他

以上のほか、コロラド州法違反で有罪となり、訴訟費用や損害填補の支払いを命じられた被告人がその支払いをした後に、上訴等によりその有罪判決が取り消され、州による上訴等も行われなかったことが明らかであることから、当該支払いの払戻しの申立てをしたところ、無罪となった者に対する支払いについて規定した同州法においては、当該支払いの払戻しの請求を受けるためには別個の手続において無実であることを明白かつ確信を抱かせる証拠 (clear and convincing evidence) により明らかにしたうえで、同州法の規定に基づき請求すべきものとしていることから、払戻しが拒絶されたという事案について、同州法の定める仕組みは修正14条のデュー・プロセス条項に違反しているとした Nelson 判決⁽⁷⁴⁾、いまは空堀となっている国境地帯のコンクリートの堀のメキシコ側にいた15歳のメキシコ人少年が国境警備隊員の銃撃で死亡した事件につき、少年遺族が修正4条および修正5条違反を理由に当該隊員らを被告として

(74) Nelson v. Colorado, 137 S. Ct. 1249 (2017). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の結論同意意見, トーマス裁判官の反対意見がある。ゴーサッチ裁判官は本判決に関与していない。

提起したビヴェンズ訴訟において、本開廷期の Abbasi 判決に照らした「特別の要素」の有無を新たに検討する必要がある、かつ、修正 5 条違反の主張に係る限定的免責を認めた判断は再考の必要があるとして、遺族らの請求を却下した連邦地裁判決を支持した第 5 巡回区連邦控訴裁の判決を取り消し、事件を差し戻した Hernandez 判決⁽⁷⁵⁾がある。

(田中利彦)

(75) Hernandez v. Mesa, 137 S. Ct. 2003 (2017) (per curiam). トーマス裁判官の反対意見, ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーク裁判官同調) がある。ゴースッチ裁判官は本判決に関与していない。